

森林整備加速化・林業飛躍事業
実 施 基 準
(林内路網整備)

森林整備加速化・林業飛躍事業(林内路網整備)実施基準

林内路網整備（以下「事業」という。）の実施については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）及び徳島県林業関係事業補助金交付要綱（昭和59年林政第214号。以下「要綱」という。）並びに森林整備加速化・林業飛躍事業実施要領（平成21年6月1日林振第494号。以下「要領」という。）に定めるもののほか、この実施基準に定めるところによる。

1 事業の趣旨

間伐の促進と間伐材の有効利用のためには、適正に間伐材の搬出を行うよう、間伐コストを低減することが必要である。このため、次世代林業プロジェクトの推進を中心として、必要な林内路網を整備する。

2 事業実施主体

徳島県林業飛躍基金地域協議会の構成員のうち、市町村、森林組合、森林整備法人その他知事が認めるもの。

3 事業の内容

林業専用道及び森林作業道の開設を行う。

4 採択基準

(1) 林業専用道

① 徳島県林業専用道作設指針の基準を満たすこと。

ただし、これにより難しい場合、林野庁長官に協議することとし、承認が得られた場合はこの限りでない。

② 建設事業体の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業体との共同事業として実施する等、外部に発注することができない等の例外的な場合を除く。

（注）建設事業体とは、建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。

(2) 森林作業道

徳島県森林整備作業道開設要領（平成14年4月1日付け森第52号）、徳島県森林作業道実施基準に適合する規格の作業道であること。

(3) 関連条件整備活動について

関連条件整備活動は、それぞれ整備する路網整備と一体的に実施することとする。

5 補助金の額

(1) 林業専用道の整備

補助金の額は、県が路線毎に定める単価によるものとし、事業主体毎を原則として、1メートル当たり2万5千円（開設費について増嵩することが避けられない場合、林野庁長官に協議することとし、承認が得られた場合5万円）を上限とする。

補助対象経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準じるものとする。

但し、指導監督費については認めないものとし、林業専用道の開設には工事雑費及び事務雑費は、林業関係公共事業地方事務費等の取扱いについて（平成10年4月1日付け10林野政第152号林野庁長官通達）によるものとする。

（2）森林作業道の整備

補助金の額は、知事が路線毎に定める単価によるものとし、事業主体毎を原則として、1メートル当たり2千円を上限とする。補助金は千円未満の端数を切り捨てる。

補助対象経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(2)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部長通知）に準じるものとし、資材費、労務費、機械器具損料、運搬費、準備費、架設費、安全費、現場管理費、機械器具費、雑費とする。

但し、指導監督費については認めないものとする。

（3）関連条件整備活動

補助金の額は5の(1)から(2)に定める額に含まれるものとし、補助対象経費は事業主体が林内路網整備にを実施する上で直接必要となる経費で、その内容は次表に準じるほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

区 分	内 容
技術者給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃
賃金	日々雇用者賃金(測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅費	事業実施の打合せ等に必要旅費
需用費	消耗品費、燃料費、食糧費（説明会、意見聴取等事業遂行上特に必要な会議用弁当、茶菓子賄料等とする。）、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役務費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料

使用料及び賃借料	会議室，土地建物，貨客兼用自動車，事業用機械器具等の借料及び損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬剤，鉋等）の購入費（ただし，机，椅子，書庫等汎用性のあるものを除く）。

6 事業の実施

（1）実施計画の作成

林業専用道の整備を実施しようとする実施団体は、「林道事業の事務取扱要領」に定める様式5号から7号を，森林作業道の整備を実施しようとする実施主体は，実施計画書（様式1号）及び経費の積算基礎（様式第2号），社会保険等の加入状況表を（様式6号）を知事に提出する。

（2）事業の内示

知事は，前項の実施計画書が提出されたときは，その内容について審査し，適当と認めるときは事業内示を行う。

（3）補助金交付申請に添付する書類

森林保全整備事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）（以下「要領」という。）の規定を準用した設計書に加え，林道専用道においては，「要領」の規定に準拠した設計図を，森林作業道においては，次のとおりとする。

- 1) 事業内容及び経費の配分（様式3号）
- 2) 事業明細書（様式3号）
- 3) 施業位置図
- 4) 費用対効果分析による事業効果の測定結果

（4）実績報告書に添付する書類

林業専用道においては，「林道事業の事務取扱要領」によるものとし，森林作業道においては，次のとおりとする。

- 1) 事業内容及び事業成績（様式3号）
- 2) 事業明細書（様式3号）
- 3) 事業地明細書（様式4号）
- 4) 社会保険等の加入実態状況調査表（様式6号）
- 5) 施業位置図
- 6) 施業図（測量図）
- 7) 現況写真，埋設箇所等の施工状況写真，完了写真
- 8) 人件費，経費明細書など支払い状況が分かる書類（直営の場合）
- 9) 事業報告書（関連条件整備について，事業実施内容が記載されたもの（任意様式））

(5) 現地調査

知事は、実績報告書を受領したときは、現地調査及び書類審査を行い、林業専用道においては「林道事業の事務取扱要領」によりとりまとめる。森林作業道においては、徳島県森林整備事業竣工検査要領に準じて調査し、様式第5号により調査内容を取りまとめる。

徳島県知事 殿

事業実施者名

平成 年度 森林整備加速化・林業飛躍事業(林内路網整備：森林作業道)実施計画書

路線名	市町村	幅員	当年度実施				目的とする施業		備考
			延長	m当たり 単価	見込 補助対象 経費	見込 交付金額	内容	面積	
		m	m	円	円	円		ha	
合計									

(注意)

- 1 施業内容は作業道を整備後の森林整備の内容とする。
例) 保育間伐, 搬出間伐, 切捨間伐等
- 2 備考の欄には保安林等制限林の該当があるときに, その種類等を記入する。
- 3 路線位置, 施業内容及び施業地等を記入した位置図を添付する。

様式2号

平成 年度 森林整備加速化・林業飛躍事業(路網の整備：森林作業道)の積算基礎

区分		数量	単位	単価	金額	備考
直接経費						
	計					
	間接経費	現場監督費				
社会保険料						
計						
工事費計						
雑費等	測量設計費					
	工事雑費					
	事務雑費					
	計					
補助対象経費計						
消費税相当額						
その他費用						
総事業費						

様式3号

1 事業の内容及び経費の配分（又は事業成績）

事業種目	事業量	単価 (補助対象 経費/ 事業量)	単価 (交付金/ 事業量)	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+ (C)+(D)	経費内訳				摘要
						交付金 (A)	県負担金 (B)	市町村負担 金(C)	その他負担 金(D)	
路網の整備(森林作業道)										
計										

2 事業明細書

路線名	事業内容	事業量	総事業費	補助対象 経費 (A)+(B)+ (C)+(D)	経費内訳				備考
					交付金 (A)	県負担金 (B)	市町村負担 金(C)	その他負担 金(D)	

※ 事業内容は、「関連条件整備活動」,「森林作業道開設」の別を記載すること

3 事業完了予定（又は完了）年月日

様式第6号

社会保険等の加入状況調査表

事業実施期間：平成〇〇年〇月〇日～平成〇〇年〇月〇日

補助金交付申請書番号：平成〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号

作業者名	労災保険		雇用保険		健康保険		厚生年金保険		退職金共済 林退共 中退共 建退共		計	直営 ・ 請負 別	常雇 ・ 臨時 別
	加入	6点	加入	1点	加入	5点	加入	8点	加入	2点			
合計													
平均													

平均点数	加算率
6点未満	0%
6点以上12点未満	5%
12点以上20点未満	9%
20点以上	15%